

静教組小笠支部 自主研夏季集会

「子どもを中心としたカリキュラムづくりを進めよう」

【県教研正会員レポート作成説明書】

■目 次■

- 1 今後の流れ（P 2）
- 2 県教研レポートの形式・内容（P 3）
- 3 用語・番号のふりかたについて（P 3）
- 4 個人情報の扱いについて（P 3）
- 5 著作権等について（P 4）
- 6 レポート提出までの日程について（P 5）

皆さんの素晴らしい実践を、ぜひ県内に広めましょう！

1 今後の流れ

<第72次教育研究静岡県集会レポート作成説明会>

- (1) 日 時：2022年8月2日(火)、4日(木) 17:30～ (どちらかご都合がつく日時にご参加ください。)
- (2) 場 所：ZOOMにて開催 小笠教育会館でも可
- (3) 参加者：県教研リポーター(正会員)
- (4) 内 容：レポートの規格、形式についての説明
統一用語について
著作権、個人情報の注意事項
レポート提出までの日程など

<第72次教育研究静岡県集会 参加者説明会>

- (1) 日 時：2022年10月13日(木) 18:00～
 - (2) 場 所：小笠教育会館 2階 大会議室
 - (3) 参加者：リポーター(正会員)、県教研「推進委員、共同研究者、分科会責任者」一般参加者
 - (4) 内 容：日程、持ち物について
IDカード配付など
- ※9月中旬に会合通知のFAXをお送りします。

<第72次教育研究静岡県集会>

- (1) 日 時：2022年10月22日(土) 全体会を別日に実施予定(後日連絡)
- (2) 場 所：静岡市内の民間または公共施設(榛原支部担当)
- (3) 参加者：リポーター(正会員)、県教研「推進委員、共同研究者、分科会責任者」、一般参加者、
支部執行委員

<第72次教育研究全国集会(参考)>

- (1) 日 時：2023年2月予定
- (2) 場 所：未定
- (3) 参加者：リポーター(正会員)、県教研「推進委員、共同研究者、分科会責任者」、一般参加者、
支部執行委員

2 県教研レポートの形式・内容 <レポートは以下の2部で構成する> 【資料1】【資料2】

・「表紙」は小笠支部教文担当が作成します。

(1) 研究の経過と概要 (1ページ以内) 分科会責任者が作成

- ① 職場の研究活動をはじめ、職場運動についての報告
- ② 単組・支部教研において主として討論された問題の概要
- ③ 研究組織と報告書作成協力者名前等

※ 教員の自主的・自発的研究という位置づけから「市教研」等の文言は使用しないことが望ましい。

・過去の「おがきの教育」を参考にしてください。

(2) 研究内容 (本文) (「研究の経過と概要」を含めA4、10ページ以内、下限は定めない)

県教研リポーターが作成

- ① 研究内容 (本文) は小柱を立て、論点を明確にして記述のこと。
- ② 資料は本文に含めて記載する。しかし、下記のような場合は別冊資料も可能とする。
ア 本文内容を深めるうえで詳しく伝えたい資料(調査結果・文集・指導計画・グラフ・切り抜き等)

※ 視覚的効果によって研究内容の評価が変わることを避けるため、プレゼンテーションソフトで作成した資料をそのまま使用しないこと。

イ 単組・支部教研で提出されたレポートなど県教研で紹介したいもの

3 レポートについて以下のように統一する

(1) 使用する用語について 【資料3】

(2) 番号のふりかた I → 1 → (1) → ① → ア → ・

4 レポートにおける個人情報について 重要 【資料4-①、②】

(1) 県教研におけるレポートは、討議のための報告である。そのために必要な事項を記述するのであり、不必要な個人情報の開示につながる内容を記述することのないようにする。

(2) 子どもの作文、絵、写真、保護者の手紙などの情報の開示については、対象者の同意を得る。

(3) 個人が特定される場合は、名前をはじめ、住所、所属、肩書き、性別、年齢などの個人情報の開示は行わない。

(4) 文章中の個人名は、登場順に「A」「B」「C」・・・とする。イニシャルは個人特定につながるので使わない。「A子さん」「Bくん」など、性別を連想する表現も使わない。

(5) 資料として掲載した写真や子どものワークシートなどに入っている個人名や個人情報についても、削除または許可を得る必要がある。(机やいすの名札、体育着の名札なども注意。)

(6) 資料として掲載した子どもの写真は、子どもの顔が出ないように加工する。

5 リポートにおける著作権等について

重 要

【資料4-①、②】

(1) 著作権について

自分で作成したもの以外については、ほとんどのものに著作権がある。著作物を使用する際には、必ず著作者の許可を得なければならない。一般的に著作権があるもののほかに、以下のものにも著作権がある。安易にコピー等を使用しないようにすることが重要である。

- ・ 新聞記事（自分自身が掲載されているものも含む）
- ・ インターネット上で広く公開されている WEB のページ
- ・ 文科省や教育委員会の出版物
- ・ 国土地理院が発行している地図等
- ・ 教科書（子どもが書き込みをしたものを使う場合も）
- ・ 楽譜や詩
- ・ マンガやイラスト
- ・ 他団体の発行物（PTA だより、研修だより等） など

(2) 著作権のないもの

- ・ 公表されてから長期間経過したもの（小説、詩、楽譜、映像などは著作者の没後 50 年）
- ・ 憲法や法律
- ・ 国や地方公共団体が出した通達など
- ・ 特別に著作者が「著作権 フリー」等とことわっているもの

(3) 引用について

① 本文中に他の論文や新聞記事の一部を利用すること（引用）が、認められている。

- ・ 表記の方法としては、引用部分を「」（カギかっこ）でくくるなど、本文と引用部分が区別できるようにしなければならない。
- ・ 引用に際しては、原文のまま取り込むことが必要であり、書き換えたり、削ったりすることはできない。
- ・ 著作権法第 48 条は「著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない」と定めている。新聞記事の場合、「〇年〇月〇日の〇〇新聞朝刊」などの記載が必要である。出所については、引用したもののすぐあとに記載しなくても、「※1」のようにして記載してもかまわない。

② 一部でも新聞記事や出版物そのままのコピーは、引用とはならない。

(4) 掲載をさけるもの

- ・ 商品名
- ・ 企業名
- ・ ロゴマーク
- ・ 芸能人等名前、グループ名
- ・ アニメ等のキャラクター名

※ 言い換えをして表記する。（スポーツ飲料水、オンライン会議システム等）または、スカイメニユーはスカイ社の商標登録です等のただし書きをする。

6 リポートの支部提出までの日程

日 時	内 容	備 考
7/29 (金)	第72次自主研夏季集会	小笠地区内公共施設
8/2 (火) 4 (木)	リポーター説明会 【Zoomでの開催】	・リポート作成の説明 ・いずれかで参加してください。
8/29 (月)	①「I 研究の成果と概要」の提出 ②リポート本文の提出	・リポートのデータ提出×切（メールでの提出） ・支部で点検を行います。 <u>早めの提出</u> をお願いします。
8/29 (月) ~ 9/2 (金)	支部で確認・点検作業	・修正をお願いしたい場合は、早急にご連絡致します。
9/6 (火)	支部から県本部へ 1次提出 (教文部委員会にて)	・県本部へ提出後も、修正がある場合もあります。
10/4 (火)	支部から県本部へ 最終提出	